

平成 2 9 年 度

高砂市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

高砂市監査委員

(注)

- 1 文中及び各表中の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入により端数処理した関係上、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
0. 0 ----- 該当数値はあるが単位未満のもの。
「－」 ----- 該当数値がないもの。
- 3 各表中、負の値となるものは値の前に「△」を付してある。
- 4 文中で用いるポイントは、パーセント又は指数の差引数値である。

高 監 第 4 5 号
平成30年 9月 1日

高 砂 市 長
登 幸 人 様

高砂市監査委員
朝 家 修
川 端 宏 明

平成29年度高砂市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、次のとおり意見を提出します。

目

次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の方法	1
第 4	審査の結果	1
1	健全化判断比率	2
2	資金不足比率	2
3	健全化判断比率の状況	3
(1)	実質赤字比率	3
(2)	連結実質赤字比率	5
(3)	実質公債費比率	7
(4)	将来負担比率	8
4	資金不足比率の状況	9
(1)	水道事業会計	9
(2)	工業用水道事業会計	10
(3)	下水道事業会計	10
(4)	病院事業会計	11
む す び		12
参考資料		13
用語解説		13

平成29年度 高砂市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類

なお、各比率の対象となる会計は次のとおりである。

健全化判断比率等の対象となる会計等

区 分			実質赤字率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担率	資金不足率
一般会計等	一 般 会 計		⇕	↑	↑	↑	
	一般会計等に属する特別会計	広域ごみ処理事業特別会計					
その他の特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計		↑	↑	↑	
		後期高齢者医療事業特別会計					
		介護保険事業特別会計					
	公営企業に係る特別会計（法適用）	水道事業会計		↓	↓	↓	⇕
		工業用水道事業会計					
		下水道事業会計					
		病院事業会計					
一部事務組合・広域連合					↓	↓	
地方公社・第三セクター等					↓		

第2 審査の期間

自 平成30年 7月19日

至 平成30年 8月10日

第3 審査の方法

平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類が正確に作成され、各比率が適正に算定されているかどうかについて、算定基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同付属書類及び証書類を照合するとともに、関係職員の説明を聴取して、審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率については適正に算定され、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

1 健全化判断比率

(単位：％)

比率名	平成29年度	平成28年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	--	12.47	20.00
連結実質赤字比率	—	—	--	17.47	30.00
実質公債費比率	10.0	11.1	△ 1.1	25.0	35.00
将来負担比率	75.1	71.9	3.2	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は「—」で表示している。

地方公共団体は、上記の健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合(当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合を除く。)、財政健全化計画を定めなければならない。本市においては、すべての比率において早期健全化基準未満であった。

- (1) 実質赤字比率では、実質赤字額は生じていないため算出されていない。
- (2) 連結実質赤字比率では、連結実質赤字額は生じていないため算出されていない。
- (3) 実質公債費比率は10.0%で、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。
- (4) 将来負担比率は75.1%で、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準については、次の算定式による。

- (1) 実質赤字比率早期健全化基準(標準財政規模が200億円以上500億円未満の団体)

$$= ((\text{標準財政規模} + 1,000 \text{ 億円}) \div (120 \times \text{標準財政規模}) \times 100 + 20) \div 2 = 12.47$$
- (2) 連結実質赤字比率早期健全化基準 = 実質赤字比率早期健全化基準 + 5 = 17.47

2 資金不足比率

(単位：％)

会計名	平成29年度	平成28年度	増減	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	--	20.0
工業用水道事業会計	—	—	--	
下水道事業会計	—	—	--	
病院事業会計	—	—	--	

(注) 資金不足比率については、資金不足額がない場合は「—」で表示している。

地方公共団体は、公営企業において資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。

水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計では、資金不足額は生じていないため、資金不足比率は算出されていない。

3 健全化判断比率の状況

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、次のとおりである。

実 質 赤 字 比 率

(単位：千円、%)

項 目	平成29年度	平成28年度	増減	増減率
歳入総額 ①	35,918,105	34,068,731	1,849,374	5.4
歳出総額 ②	35,125,990	33,532,734	1,593,256	4.8
歳入歳出差引額 ①－②＝③	792,115	535,997	256,118	47.8
翌年度に繰り越すべき財源 ④	194,477	163,596	30,881	18.9
一般会計等実質収支額 ③－④＝A	597,638	372,401	225,237	60.5
標準財政規模 B	20,321,588	20,268,459	53,129	0.3
実質赤字比率 (算定上の比率 $A/B \times 100$)	— (△2.94)	— (△1.83)	— △1.11	

(注) 翌年度に繰り越すべき財源④：事業繰越等により翌年度のために必要とされる財源を繰り越したものの、繰越額から未収入特定財源を除いたものと等しい。

()内の数値は、実質黒字比率を負数で表示している。

[算定式]

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質赤字額} = \text{歳入総額} - \text{歳出総額} - \text{翌年度に繰り越すべき財源}$$

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

平成29年度の実質収支額は、597,638千円の黒字となり、実質赤字額がないことから、実質赤字比率は「－」で表示している。

実質赤字比率を算定上の数値で示すと、平成29年度は△2.94%であり、前年度に比べ1.11ポイント低下(改善)している。これは主に、一般会計等実質収支額が前年度に比べ225,237千円(60.5%)増加したためである。

当年度各会計別の実質収支額の内容は、次のとおりである。

一般会計等の実質収支額 A

(単位：千円)

区分 会計別	歳入総額 ①	歳出総額 ②	形式収支額 ③ = ① - ②	翌年度に繰り越 すべき財源 ④	実質収支額 A = ③ - ④
一般会計	34,412,204	33,620,089	792,115	194,477	597,638
広域ごみ処理事業特別会計	1,505,901	1,505,901	0	0	0
合計	35,918,105	35,125,990	792,115	194,477	597,638

前年度と比較した標準財政規模は、次のとおりである。

標準財政規模 B

(単位：千円、%)

項目	平成29年度	平成28年度	増減	増減率
標準税収入額等	17,033,298	17,616,059	△ 582,761	△ 3.3
普通交付税額	1,655,077	1,408,944	246,133	17.5
臨時財政対策債発行可能額	1,633,213	1,243,456	389,757	31.3
合計	20,321,588	20,268,459	53,129	0.3

健全化判断比率の各比率の算定にあたり、その分母の基となる標準財政規模は、標準的な一般財源の規模を示すもので、臨時財政対策債発行可能額を含んでいる。

平成29年度の標準財政規模は、20,321,588 千円で、前年度に比べて 53,129 千円増加している。これは、標準税収入額等が 582,761 千円減少したものの、普通交付税額が 246,133 千円、臨時財政対策債発行可能額が 389,757 千円それぞれ増加したためである。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、次のとおりである。

連 結 実 質 赤 字 比 率

(単位：千円、%)

項 目	平成29年度	平成28年度	増減	増減率
一般会計 ①	597,638	372,401	225,237	60.5
広域ごみ処理事業特別会計 ②	0	0	0	--
実質収支額 ①+②=A	597,638	372,401	225,237	60.5
国民健康保険事業特別会計 ③	437,642	125,125	312,517	249.8
後期高齢者医療事業特別会計 ④	8,732	48,515	△ 39,783	△ 82.0
介護保険事業特別会計 ⑤	229,532	113,990	115,542	101.4
実質収支額 ③+④+⑤=B	675,906	287,630	388,276	135.0
水道事業会計 ⑥	1,205,798	1,291,410	△ 85,612	△ 6.6
工業用水道事業会計 ⑦	8,649	14,749	△ 6,100	△ 41.4
下水道事業会計 ⑧	293,353	155,449	137,904	88.7
病院事業会計 ⑨	524,719	784,442	△ 259,723	△ 33.1
資金剰余額 ⑥+⑦+⑧+⑨=C	2,032,519	2,246,050	△ 213,531	△ 9.5
合 計 A+B+C	3,306,063	2,906,081	399,982	13.8
標準財政規模 D	20,321,588	20,268,459	53,129	0.3
連結実質赤字比率	—	—	—	
(算定上の比率 (A+B+C) / D × 100)	(△16.26)	(△14.33)	△1.93	

(注) ()内の数値は、連結実質黒字比率を負数で表示している。

[算定式]

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\begin{aligned} \text{連結実質赤字額} &= (\text{実質赤字合計額} + \text{資金不足額合計額}) \\ &\quad - (\text{実質黒字合計額} + \text{資金剰余額合計額}) \end{aligned}$$

連結実質赤字比率は、全ての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計及び公営企業に係る特別会計を連結ベースで算定した実質収支額は、黒字となっており、連結実質赤字比率は、「－」で表示される。

連結実質赤字比率を算定上の数値で示すと、平成29年度は△16.26%であり、前年度に比べ1.93ポイント低下（改善）している。これは主に、実質収支額と資金剰余額の合計額が前年度に比べ399,982千円（13.8%）増加したためである。

実質赤字比率で算定した一般会計及び広域ごみ処理事業特別会計以外の会計別の実質収支額及び資金剰余額（資金不足額）の状況は次のとおりである。

特別会計（一般会計等以外）の実質収支額 B

（単位：千円）

区分 会計別	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	形式収支額 (C)=(A)-(B)	翌年度に繰り越すべき財源 (D)	実質収支額 (E)=(C)-(D)
国民健康保険事業特別会計	12,137,792	11,700,150	437,642	0	437,642
後期高齢者医療事業特別会計	1,183,166	1,174,434	8,732	0	8,732
介護保険事業特別会計	7,175,882	6,946,350	229,532	0	229,532
合 計	20,496,840	19,820,934	675,906	0	675,906

公営企業会計における資金剰余額（資金不足額） C

（単位：千円）

区分 会計別	流動資産等 (A)	解消可能資金 不足額 (B)	流動負債等 (C)	算入地方債 の現在高 (D)	資金剰余額 (△資金不足額) (E)=(A)+(B)-(C)-(D)
水道事業会計	1,599,265	0	393,467	0	1,205,798
工業用水道事業会計	130,664	0	122,015	0	8,649
下水道事業会計	1,292,325	0	998,972	0	293,353
病院事業会計	1,197,803	0	673,084	0	524,719
合 計	4,220,057	0	2,187,538	0	2,032,519

（注）流動資産等 流動資産－控除財源－控除額等
流動負債等 流動負債－控除企業債等－控除未払金等－控除額等

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、次のとおりである。

実 質 公 債 費 比 率

(単位：千円、%)

項 目		平成 2 9 年度	平成 2 8 年度	平成 2 7 年度	平成 2 6 年度
地方債の元利償還金	A	3,018,091	3,336,562	3,688,573	3,679,376
準元利償還金	B	2,640,741	2,743,173	2,562,594	2,491,852
特定財源	C	1,095,245	1,134,407	1,154,322	1,175,976
算入公債費等	D	3,286,420	3,243,828	2,909,732	3,192,577
標準財政規模	E	20,321,588	20,268,459	20,260,914	19,786,634
A + B		5,658,832	6,079,735	6,251,167	6,171,228
C + D		4,381,665	4,378,235	4,064,054	4,368,553
(A + B) - (C + D)		1,277,167	1,701,500	2,187,113	1,802,675
E - D		17,035,168	17,024,631	17,351,182	16,594,057
実質公債費比率(単年度) (A + B) - (C + D) × 100 (E - D)		7.4	9.9	12.6	10.8
実質公債費比率 (3カ年平均)		10.0			
			11.1		

(注) 算入公債費等D：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額。以下の表について同じ。

[算定式]

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

平成27年度から29年度までの3カ年平均の実質公債費比率は、前年度から1.1ポイント低下(改善)し、10.0%となった。これは平成29年度単年度の実質公債費比率が、26年度単年度の比率を下回ったことによるものである。

平成29年度の単年度の比率をみると、前年度から2.5ポイント低下(改善)し、7.4%となった。これは主に地方債の元利償還金で318,471千円及び準元利償還金で102,432千円それぞれ減少したためである。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、次のとおりである。

将 来 負 担 比 率

(単位：千円、%)

項 目	平成29年度	平成28年度	増減	増減率
将来負担額 A	66,925,098	67,318,697	△ 393,599	△ 0.6
地方債の現在高 ①	33,872,725	33,055,213	817,512	2.5
債務負担行為に基づく支出予定額②	0	0	0	--
公営企業債等繰入見込額 ③	25,867,494	26,804,050	△ 936,556	△ 3.5
組合負担等見込額 ④	0	0	0	--
退職手当負担見込額 ⑤	7,184,879	7,459,434	△ 274,555	△ 3.7
設立法人の負債額等負担見込額 ⑥	0	0	0	--
連結実質赤字額 ⑦	0	0	0	--
組合連結実質赤字額負担見込額 ⑧	0	0	0	--
充当可能財源等 B	54,115,902	55,069,581	△ 953,679	△ 1.7
充当可能基金 ⑨	5,596,715	5,084,236	512,479	10.1
充当可能特定歳入 ⑩	11,932,641	13,249,769	△ 1,317,128	△ 9.9
うち都市計画税収	11,356,260	12,795,265	△ 1,439,005	△ 11.2
基準財政需要額算入見込額 ⑪	36,586,546	36,735,576	△ 149,030	△ 0.4
標準財政規模 C	20,321,588	20,268,459	53,129	0.3
算入公債費等 D	3,286,420	3,243,828	42,592	1.3
A - B	12,809,196	12,249,116	560,080	4.6
C - D	17,035,168	17,024,631	10,537	0.1
将来負担比率 (A - B) / (C - D) × 100	75.1	71.9	3.2	

[算定式]

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

平成29年度の将来負担比率は、前年度から3.2ポイント上昇（悪化）し、75.1%となっている。これは主に、将来負担額Aが前年度に比べ393,599千円(0.6%)減少したものの、充当可能財源等Bが前年度に比べてさらに953,679千円(1.7%)減少したためである。

将来負担額は、前年度に比べ393,599千円減少しているが、これは、地方債の現在高で817,512千円増加したものの、公営企業債等繰入見込額で936,556千円及び退職手当負担見込額で274,555千円がそれぞれ減少したためである。

充当可能財源等は、前年度に比べて953,679千円減少しているが、これは主に、充当可能基金で512,479千円増加したものの、充当可能特定歳入のうち都市計画税収で1,439,005千円が減少したためである。

4 資金不足比率の状況

[算定式]

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

$$\begin{aligned} \text{資金の不足額} = & (\text{流動負債} - \text{控除企業債等} - \text{控除未払金等} - \text{控除額等}) \\ & + \text{算入地方債の現在高} - (\text{流動資産} - \text{控除財源} - \text{控除額等}) \\ & - (\text{解消可能資金不足額}) \end{aligned}$$

$$\text{事業の規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

資金不足比率とは、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して、指標化し、経営状況の深刻化を示すもので、この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなることから、公営企業としての経営状況の判断指標として算定される。

この比率が経営健全化基準(20.0%)以上である場合、経営健全化計画を策定しなければならない。

(1) 水道事業会計

平成29年度の資金不足比率は、資金の不足額Aが△1,205,798千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されていない。

水 道 事 業 会 計

(単位：千円、%)

区 分	平成29年度	平成28年度	増減	増減率
資金の不足額 ア+イ-ウ-エ=A	△ 1,205,798	△ 1,291,410	85,612	△ 6.6
流動負債等 ①-②-③-④-⑤=ア	393,467	370,588	22,879	6.2
流動負債 ①	799,339	779,553	19,786	2.5
控除企業債等 ②	405,872	397,006	8,866	2.2
控除未払金等 ③	0	0	0	---
控除額 ④	0	0	0	---
控除引当金等 ⑤	0	11,959	△ 11,959	△ 100.0
算入地方債の現在高 イ	0	0	0	---
流動資産等 ⑥-⑦-⑧+⑨=ウ	1,599,265	1,661,998	△ 62,733	△ 3.8
流動資産 ⑥	1,599,265	1,657,935	△ 58,670	△ 3.5
控除財源 ⑦	0	0	0	---
控除額 ⑧	0	0	0	---
貸倒引当金 ⑨	0	4,063	△ 4,063	△ 100.0
解消可能資金不足額 エ	0	0	0	---
事業の規模 オ-カ=B	1,212,056	1,245,660	△ 33,604	△ 2.7
営業収益の額 オ	1,286,872	1,280,334	6,538	0.5
受託工事収益の額 カ	74,816	34,674	40,142	115.8
資金不足比率 (A/B×100)	(△ 99.5)	(△ 103.7)	4.2	

(注) 資金剰余额がある場合、資金の不足額は負の値で表示される。()内の数値は、資金剰余比率を負数で表示した場合の比率である。以下の表について同じ。

(2) 工業用水道事業会計

平成29年度の資金不足比率は、資金の不足額Aが△8,649 千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されていない。

工業用水道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	平成29年度	平成28年度	増減	増減率
資金の不足額 $ア+イ-ウ-エ=A$	△ 8,649	△ 14,749	6,100	△ 41.4
流動負債等 $①-②-③-④-⑤=ア$	122,015	78,520	43,495	55.4
流動負債 ①	122,015	84,620	37,395	44.2
控除企業債等 ②	0	0	0	---
控除未払金等 ③	0	0	0	---
控除額 ④	0	0	0	---
控除引当金等 ⑤	0	6,100	△ 6,100	△ 100.0
算入地方債の現在高 イ	0	0	0	---
流動資産等 $⑥-⑦-⑧+⑨=ウ$	130,664	93,269	37,395	40.1
流動資産 ⑥	130,664	93,269	37,395	40.1
控除財源 ⑦	0	0	0	---
控除額 ⑧	0	0	0	---
貸倒引当金 ⑨	0	0	0	---
解消可能資金不足額 エ	0	0	0	---
事業の規模 $オ-カ=B$	252,035	221,383	30,652	13.8
営業収益の額 オ	252,035	221,383	30,652	13.8
受託工事収益の額 カ	0	0	0	---
資金不足比率 ($A/B \times 100$)	— (△ 3.4)	— (△ 6.7)	— 3.2	

(3) 下水道事業会計

平成29年度の資金不足比率は、資金の不足額Aが△293,353 千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されていない。

下水道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	平成29年度	平成28年度	増減	増減率
資金の不足額 $ア+イ-ウ-エ=A$	△ 293,353	△ 155,449	△ 137,904	88.7
流動負債等 $①-②-③-④-⑤=ア$	998,972	280,822	718,150	255.7
流動負債 ①	3,345,469	2,796,763	548,706	19.6
控除企業債等 ②	2,346,497	2,494,031	△ 147,534	△ 5.9
控除未払金等 ③	0	0	0	---
控除額 ④	0	0	0	---
控除引当金等 ⑤	0	21,910	△ 21,910	△ 100.0
算入地方債の現在高 イ	0	0	0	---
流動資産等 $⑥-⑦-⑧+⑨=ウ$	1,292,325	436,271	856,054	196.2
流動資産 ⑥	1,292,325	432,513	859,812	198.8
控除財源 ⑦	0	0	0	---
控除額 ⑧	0	0	0	---
貸倒引当金 ⑨	0	3,758	△ 3,758	△ 100.0
解消可能資金不足額 エ	0	0	0	---
事業の規模 $オ-カ=B$	2,094,679	2,080,759	13,920	0.7
営業収益の額 オ	2,094,679	2,080,759	13,920	0.7
受託工事収益の額 カ	0	0	0	---
資金不足比率 ($A/B \times 100$)	— (△ 14.0)	— (△ 7.5)	— △ 6.5	

(4) 病院事業会計

平成29年度の資金不足比率は、資金の不足額Aが△524,719千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されていない。

病 院 事 業 会 計

(単位：千円、%)

区 分	平成29年度	平成28年度	増減	増減率
資金の不足額 ア+イ-ウ-エ=A	△ 524,719	△ 784,442	259,723	△ 33.1
流動負債等 ①-②-③-④-⑤=ア	673,084	386,614	286,470	74.1
流動負債 ①	1,145,730	1,123,217	22,513	2.0
控除企業債等 ②	472,646	466,938	5,708	1.2
控除未払金等 ③	0	0	0	--
控除額 ④	0	0	0	--
控除引当金等 ⑤	0	269,665	△ 269,665	△ 100.0
算入地方債の現在高 イ	0	0	0	--
流動資産等 ⑥-⑦-⑧+⑨=ウ	1,197,803	1,171,056	26,747	2.3
流動資産 ⑥	1,197,803	1,164,586	33,217	2.9
控除財源 ⑦	0	0	0	--
控除額 ⑧	0	0	0	--
貸倒引当金 ⑨	0	6,470	△ 6,470	△ 100.0
解消可能資金不足額 エ	0	0	0	--
事業の規模 オ-カ=B	4,201,680	4,680,951	△ 479,271	△ 10.2
営業収益の額 オ	4,201,680	4,680,951	△ 479,271	△ 10.2
受託工事収益の額 カ	0	0	0	--
資金不足比率 (A/B×100)	(△ 12.5)	(△ 16.8)	4.3	

以上のとおり、平成29年度の健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っている。しかし、地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、悪化した財政・経営の健全化及び再生を進めることを目的としたものであることから、これらの比率がそれぞれの基準以上となっていないことだけをもって、財政・経営の健全性が示されるものではない。

平成29年度の決算において、一般会計等の実質収支額は597,638千円となっており、実質赤字比率は「－」（黒字）となっている。

また、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額は、675,906千円であり、法適用公営企業会計の資金剰余額は2,032,519千円であり、連結実質赤字比率の対象となる会計全体の実質収支額と資金剰余額の合計は3,306,063千円となっており、連結実質赤字比率は「－」（黒字）となっている。

実質公債費比率（3カ年平均）は前年度の11.1%から10.0%に低下している。これは地方債の元利償還金が減少し、公営企業債の償還に対する繰出金の減などにより準元利償還金も減少したためである。

将来負担比率については、充当可能財源等が減少したことにより、75.1%と前年度から3.2ポイント上昇（悪化）している。当面は市債発行が避けられない状況にあり、さらに当該比率は上昇すると見込まれる。

公営企業4会計では、資金剰余額が、水道事業で1,205,798千円、工業用水道事業会計で8,649千円、下水道事業で293,353千円及び病院事業で524,719千円それぞれ生じており、資金不足比率は算出されていない。

本市は、本格的な人口減少社会に突入する中、市税や地方交付税等が大幅な増収も見込めない状況で、新庁舎建設事業、広域ごみ処理施設建設事業、中学校給食事業実施に伴う給食センターの建設事業、治水対策事業等の大型事業に着手しており、併せて社会保障関係経費の増加や公共施設等の老朽化対策などにも対応する必要がある、それらに係る経費の増大は避けられない状況である。また、中期財政計画では平成33年度に市債の現在高が過去最高となる見込みであり、将来の財政運営に大きな負担となることが予測される。

職員全員が、本市の置かれている現状について十分理解し、将来にわたり「健全かつ持続可能な財政運営を維持していくこと」がなされるよう危機感をもって対応されたい。

(1) 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであり、とともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものである。

(2) 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(3) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(4) 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率である。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じである。

(※) 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額(将来負担比率において同じ)。

(5) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率である。地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

(6) 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指

標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(7) 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税額及び臨時財政対策債の発行可能額を加算した額である。

(8) 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本としている。

(9) 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値である。

(10) 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値である。

(11) 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値である。